

給与勧告の骨子

- 本年の給与勧告のポイント
 月例給、ボーナスともに引下げ
 ～ 平均年間給与は△15.4万円（△2.4%）、平成15年の平均△16.5万円（△2.6%）に次ぐ大幅な引下げ
- ① 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差（△0.22%）を解消するため、月例給の引下げ改定
 - 俸給月額引下げ、自宅に係る住居手当の廃止
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（△0.35月分）
- ③ 超過勤務手当等について、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた改定

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

11,100民間事業所の約46万人の個人別給与を実地調査（完了率87.8%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 △863円 △0.22% [行政職(一)…現行給与391,770円 平均年齢41.5歳]

〔俸給 △596円 住居手当 △209円
 はね返り分(注) △58円〕

(注)地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

○民間の支給割合 4.17月（公務の支給月数 4.50月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差（マイナス）の大きさ等を考慮し、月例給を引下げ

(1) 俸給表 初任給を中心とした若年層及び医療職(一)を除き、すべての俸給月額について引下げ

① 行政職俸給表(一) 基本的に同率の引下げ（平均改定率△0.2%）とするが、初任給を中心に若年層（1級～3級の一部）は引下げを行わない。7級以上は平均を0.1%上回る引下げ

② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率（△0.3%）を踏まえた引下げ

③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引下げ（医療職俸給表(一)等を除く）

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に、調整率〔実施時期等〕参照）を踏まえた率を乗じて得た額に引下げ

(2) 住居手当 自宅に係る住居手当（新築・購入後5年に限り支給、月額2,500円）を廃止

(3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

(35,300円→35,200円)

〈期末・勤勉手当（ボーナス）〉 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.5月分→4.15月分（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
21年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.5月(現行1.6月)
	勤勉手当	0.7月(支給済み)	0.7月(現行0.75月)
22年度以降	期末手当	1.25月	1.5月
	勤勉手当	0.7月	0.7月

※ 本年5月の勧告に基づき、21年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分（0.2月分）は引下げ分の一部に充当

〔実施時期等〕 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（△0.24%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（俸給月額の下げ改定があった者に限る）

（注）行政職（一）の職員全体の較差の合計額を下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率

〈超過勤務手当等〉 時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、特に長い超過勤務を強力に抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務（日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。）に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（代替休）を指定することができる制度を新設

なお、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、今後、民間企業の実態を踏まえて必要な見直し

〔実施時期〕 平成22年4月1日

III 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた配分見直しや諸制度の導入・実施が終了する平成22年度以降、勤務実績の給与への反映の推進、地域間給与配分の見直し等について検証を行うとともに、IVの高齢期の雇用問題に関連した給与制度等の見直しを含めた様々な課題について、順次検討
- ・ 平成23年度以降において経過措置の段階的解消に伴って生ずる制度改革原資の取扱いについて、若年層給与の引上げや諸手当の見直し等に充てるなどの方策を検討
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との差は最大2.6ポイントで、改革前（最大4.8ポイント）より減少。平成23年度以降に最終的な検証を行うに当たっては、地域手当の異動保障や広域異動手当が同一地域に引き続き勤務する国家公務員に影響しないことにも配慮して検討

IV 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

1 雇用と年金をめぐる動き

- ・ 雇用と年金の連携を図ることは公務・民間共通の課題。既に民間企業に関しては65歳までの雇用確保措置を義務付け
- ・ 国家公務員制度改革基本法は、定年年齢の65歳への段階的引上げの検討を規定

2 基本的な考え方

- ・ 公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当
- ・ その条件を整えるため、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）の最終報告も踏まえ、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策等、検討すべき諸課題への対応を早急に進める必要
- ・ 準備期間も勘案すれば、平成23年中には法制整備を図る必要。定年延長は公務運営の在り方全般にかかわるため、本院を含む関係者が協力し政府全体としての検討を加速すべき。本院としては、平成22年中を目途に立法措置のための意見の申出を行えるよう、今秋以降鋭意検討

3 具体的な検討課題

- (1) 給与制度の見直し 民間の雇用及び給与の状況等を踏まえた60歳台前半の給与水準及び給与体系を設定。併せて60歳前の給与カーブや昇給制度の在り方を見直し
- (2) 組織活力を維持するための施策 役職定年制の導入、専門性をいかし得る行政事務の執行体制の構築、公務外への人材提供と公務外の業務の公務への再配置等の人材活用方策を検討
- (3) その他の措置 特例的な定年の取扱い、短時間勤務制の導入、早期退職を支援する措置、公務員の退職給付の在り方等について検討

平成22年 1月 7日

豊川市長 山 脇 実 殿

豊川市特別職報酬等審議会

会 長 大 澤 輝 秀

特別職の報酬等について（答申）

平成21年11月24日付け諮問第1号で諮問のありました議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、慎重に審議した結果、次の結論に達したので、ここに答申します。

答 申

1 議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

(1) 報酬等の額

議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

議 長	月 額	562,000円	(△2,000円	△0.35%)
副議長	月 額	512,000円	(△2,000円	△0.39%)
委員長	月 額	479,000円	(△1,000円	△0.21%)
議 員	月 額	479,000円	(△1,000円	△0.21%)

市 長	月 額	1,069,000円	(△4,000円	△0.37%)
副市長	月 額	874,000円	(△3,000円	△0.34%)

注：かっこ内は現行との比較

(2) 改定の実施時期

改定の実施時期については、平成22年4月1日とすることが適当である。

2 審議会開催状況

第1回審議会	平成21年11月24日
第2回審議会	平成21年12月14日
第3回審議会	平成22年 1月 7日

3 審議経過及び内容

本審議会は、国や県、県内他市、類似都市の特別職の報酬等の状況、さらには、議員の活動状況、本市の現在の財政状況、合併後の財政推計、職員給与・職員数の状況、本年の人事院勧告等についての資料を分析し、様々な角度から意見を述べ協議をしてきた結果、上記の結論に達した。

本審議会における主な審議内容は、次のとおりである。

- (1) 本市は、平成22年2月1日に小坂井町との合併を控え、市域、人口ともに拡大し、特別職の職責、仕事量は益々大きなものとなっていくため、その職務と責任に見合う報酬等が求められるところであるが、報酬等の額は、合併後の人口と同等規模以上の一般市の中では平均以上の水準にあり、県内の各市と比較しても、決して低い水準ではない。
- (2) 議員定数については、現在、合併特例により地方自治法に定める上限人数（34人）を1人上回っており、小坂井町との合併により、さらに5人増員となり、40人となる。次の一般選挙では、条例定数により選挙が行われることとなるが、条例定数（現行30人）については、社会情勢や市財政の動向を踏まえ、常に適正化を検討されたいと考えるところである。
- (3) 現在の経済情勢は、100年に一度と言われるほど未曾有の危機的状況を脱しておらず、本市の財政状況については、合併等による財政効果を考慮しても決して楽観できる状況になく、今後相当の期間に渡って厳しい財政運営が予想される。
- (4) こうした観点から、報酬等の水準については、増額をする状況にはないというのが一致した見解である。したがって、現状を維持するか、あるいは減額をするかの選択となるが、報酬等の水準については、あくまで現在の水準について議論すべきである。

以上の要素を総合的に勘案し、国会議員及び国の特別職と同様にマイナス0.3%を基に引き下げることが適当であると判断した。

4 おわりに

2月1日の小坂井町との合併を終えると、旧宝飯4町との合併が一段落することとなる。合併による行政の効率化など、一定の合併効果は期待できるものの、現在の社会情勢を考えれば、新豊川市の船出は、決して順風満帆であるとはいえない。

地方分権の時代と言われ、地方自治の役割が増す一方で、厳しい財政状況の中、新たな行政課題へ適切な対応を行わなければならない。議員、特別職、一般職員は一丸となって、市民に奉仕する存在として、市民の負託に応えるべく、その職責を果たさなければならない。

議員は、市民の代表として活発な議員活動を、市長、副市長は、市政運営の責任者としてリーダーシップをそれぞれ求められるところである。

議員及び市長、副市長に対し、今後の豊川市の発展と市民福祉向上のためになお一層のご尽力を期待する。

豊川市特別職報酬等審議会

会	長	大	澤	輝	秀
会長職務代理		細	井		正
委	員	井	上		久
委	員	神	谷	典	江
委	員	杉	村	大	介
委	員	柴	田	春	勝
委	員	平	川	美智	男
委	員	中	野	弘	子
委	員	澁	谷	暢	幸
委	員	伊	藤		子

近隣各市における特別職報酬等審議会開催状況

	今年度の開催予定		報酬等に係る方針	コロナ禍を要因とした特別職の報酬等に係る減額状況	
	開催状況	備考		年度	減額内容等
豊橋市	あり		人事院勧告の状況踏まえ据え置き	令和2年度 報酬10%減額(5月～3月)	
蒲郡市	なし		人事院勧告の状況踏まえ据え置き	令和2年度 減額なし	
田原市	あり	本来は昨年度に開催予定であったが、コロナ禍のため今年度に延期	人事院勧告の状況踏まえ据え置き	令和2年度 報酬10%減額(6月～3月)	
新城市	あり		人事院勧告の状況踏まえ据え置き ※ 市長の報酬等については、行財政改革推進のため、選挙時のマニフェストに則り、自ら20%減額	令和2年度 6月期末手当30%減額	
岡崎市	あり (審議中)	昨年度も開催したが継続審議となったため今年度も開催	引き下げ ※ コロナ禍での経済への影響を考慮し、平成30年度における増額分(市長6,000円、副市長5,000円、議長・副議長4,000円、議員3,000円)について減額の答申の予定	令和2年度 減額なし	
西尾市	あり (審議中)		基本的には人事院勧告の状況踏まえ据え置きの予定	令和2年度 5月分の給与1か月分を全額返上	
安城市	あり (審議中)		基本的には人事院勧告の状況踏まえ据え置きの予定	令和2年度 減額なし ※ 令和元年度に開催した審議会において令和2年度の報酬を増額する予定であったが、コロナ禍の状況を踏まえて増額を見送り	
刈谷市	なし		人事院勧告の状況踏まえ据え置き	令和2年度 減額なし	
小牧市	なし		人事院勧告の状況踏まえ据え置き	令和2年度 報酬10%減額(5月～10月)	
				令和3年度 減額なし	

令和3年1月20日

豊川市長 竹本 幸夫 殿

豊川市特別職報酬等審議会

会 長 権 田 晃 範



特別職の報酬等について（答申）

令和2年11月24日付け諮問第1号で諮問のありました議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、慎重に審議した結果、次の結論に達したので、ここに答申します。

答 申

1 議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について

議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

議 長	月 額	562,000円 (据 え 置 き)
副議長	月 額	512,000円 (据 え 置 き)
議 員	月 額	479,000円 (据 え 置 き)
市 長	月 額	1,069,000円 (据 え 置 き)
副市長	月 額	874,000円 (据 え 置 き)
教育長	月 額	768,000円 (据 え 置 き)

注：かつこ内は現行との比較

2 審議会開催状況

第1回審議会 令和2年11月24日

第2回審議会 令和2年12月21日

3 審議経過及び内容

本審議会は、国や県、県内他市における特別職の報酬等の状況、特別職の業績及び活動状況、本市の現在の経済状況、今後の社会情勢の見通し、本年の人事院勧告等についての資料等を分析し、様々な角度から意見を述べ協議をした結果、上記の結論に達した。

本審議会における主な審議内容は、次のとおりである。

- (1) 特別職の報酬等の額の決定に当たっては、現下の本市の経済状況やこれまでの額の推移、また、他市の動向なども踏まえつつ、市民が納得できる決定をする必要がある。
- (2) 新型コロナウイルスの感染拡大により、今後の経済状況の見通しは厳しく、市民生活に影響を及ぼしている点を重視する必要がある。
- (3) 他市の動向では、コロナ禍において特別職自らが率先して報酬等の額を減額しているところもみられ、減額のタイミングを逸すると、後手に回ったという印象を与える事となる。市民感情を考慮すれば、減額を踏まえた検討を行うべきであると思われる。
- (4) 本市の経済状況を考えれば、特別職の報酬等の額を減額することで、率先して市民と痛みを分かち合うべきであるといった考え方もあるが、現時点の特別職の報酬等の額は、平成22年度から概ね据え置かれ、県内でも高い水準にはない。また、期末手当の額は、人事院勧告の内容を踏まえ、本年度から年間の支給月数を0.05月分減額することが決定されている。
- (5) また、減額をするにしても、経済状況を具体的に示す客観的な判断材料が乏しい現時点での減額には慎重であるべきとする意見もあり、今回の審議だけで判断することは難しい状況にある。
- (6) 本審議会は、おおむね隔年で開催してきたが、平成20年のいわゆるリーマンショック時には連続して審議会を開催した例があり、本市の経済状況に大きな変化があった際には、短い周期で開催することにより、時機を得て適切な報酬水準の検討を行うことも適切な手法の一つと思われる。

以上の要素を総合的に勘案し、付帯意見を付したうえで、据え置きとすることが適当であると判断した。

【付帯意見】

- (1) 特別職の報酬等の額の決定に当たっては、より多くの市民に、人事院勧告を踏まえた判断をしていることや今回の判断の経緯が示されるよう、周知することが重要である。
- (2) 激変する経済状況の中、本市の財政状況も不透明であるため、令和2年度の決算等の状況も踏まえたうえで来年度も本審議会を開催する等、報酬等の額について適切な水準を検討することが望ましい。

4 おわりに

今もなお日々感染者が増加し、新型コロナウイルス感染症の終息は見通しが立っておらず、本市の経済状況についても不透明な状況であり、日々の市民生活に混乱が見られ、大きな不安を抱えている。

そうした中で、議員は市民の代表として、また、市長等は市政運営の責任者として、市民とともに痛みを分かち合い、この難局を乗り越えていくことを期待するところである。

審議内容に記した通り、今回の審議においては、今後の本市の経済状況の見通しが捉えづらい状況において、具体的な対応を踏まえた結論を導くことは、非常に難しいものであった。

特別職においては、今回の議論を踏まえて市民の気持ちに寄り添うとともに、具体的な行動において示すことにより、市民の納得を得るように努めるべきである。

最後に、議員並びに市長、副市長及び教育長に対し、今後の豊川市の発展と市民福祉向上のためになお一層のご尽力を期待する。

豊川市特別職報酬等審議会

会	長	権	田	晃	範
会長職務代理		伊	藤	憲	男
委	員	小	野	泰	裕
委	員	柿	野	美智	代
委	員	上	澤	勉	子
委	員	神	谷	美也	子
委	員	河	合	美恵	子
委	員	酒	井	雅	喜
委	員	塚	越	京	子
委	員	前	原	恵	介